

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定する件

一七

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件

一七

○公金の収納の事務を委託した件

一七

○地籍調査の成果について認証した

一七

### 件二件

○道路の区域を変更する件

一七

### 公 告

○落札者を決定した件

一七

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件

一七

### 福島県選挙管理委員会

○不在者投票のできる施設の名称及び所在地を変更した旨届出があった件

一七

## 告 示

### 福島県告示第二百五十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県相双地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十三年五月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

#### 一 指定する区域

- 一 双葉郡榎葉町大字井出字代十四番四の一部、十六番五の一部及び九十一番の一部、字前沢二番二の一部、三番一の一部、三番三の一部、四番の一部、六番一の一部、六番七の一部、六番八の一部、四十七番二の一部、四十八番二の一部、六十番、六十一番の一部及び六十二番の一部並びに字本釜八十四番四の一部
- 二 指定する区域の埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第一号に規定する埋立地

(産業廃棄物課)

### 福島県告示第二百五十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年五月十七日から同年六月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十三年五月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

#### 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・モール郡山 福島県郡山市長者一丁目一番五十六号

#### 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第二百五十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年五月十七日から同年六月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十三年五月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

#### 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品白河店 トレンドプラザ トレンドビル 福島県白河市昭和町百八十八番地一ほか

#### 二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第二百五十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。  
平成二十三年五月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

#### 一 委託した事務の範囲及び内容

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十三号)第一条の規定による改正前の農業改良資金

助成法（昭和三十一年法律第百二二号）第三条第一項の貸付けに係る資金の元利償還金の収納の事務  
 二 受託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
新ふくしま農業協同組合	福島市北矢野目字原田東一番地一
伊達みらい農業協同組合	伊達市保原町字七丁目三三番地三
みちのく安達農業協同組合	二本松市成田町一丁目八二一番地一
すかがわ岩瀬農業協同組合	須賀川市仁井田字大谷地三七九番地四
あぶくま石川農業協同組合	石川郡石川町字当町一〇九番地八
たむら農業協同組合	田村市船引町船引字南町通一六〇番地
白河農業協同組合	白河市弥次郎窪二九番地一
東西しらかわ農業協同組合	白河市表郷金山字長者久保二番地
あいづ農業協同組合	会津若松市扇町三五番地一
会津いいで農業協同組合	喜多方市豊川町米室字三本杉四九八四番地一
会津みどり農業協同組合	河沼郡会津坂下町字東南町裏甲三九八五番地一
会津みなみ農業協同組合	南会津郡南会津町田島字行司七六番地
そうま農業協同組合	南相馬市鹿島区横手字川原一八五番地一
ふたば農業協同組合	双葉郡大熊町大字下野上字大野三九八番地
いわき市農業協同組合	いわき市自由ヶ丘三九番地二

三 収納の事務を委託する期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

（農業経済課金融共済室）

福島県告示第二百五十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、福島市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
 平成二十三年五月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 調査を行った者の名称

福島市

二 成果の名称

福島市大波地区の一部に係る地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第二百五十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
 平成二十三年五月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 調査を行った者の名称

会津若松市

二 成果の名称

会津若松市湊町大字共和の一部に係る地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第二百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十三年五月十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十三年五月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道会津 若松裏磐 梯線	耶麻郡北塩原村大字松原字猫小屋山一一五一番三地先から 同 郡同 村大字松原字細野山国有林四一	変更前	A 七・五	一、二二五・〇
		変更後	A 七・五	一、二二五・〇

七林班む小班地先まで

B 一八・〇〇  
九二・〇〇

九七一・〇

(道路計画課)

# 公 告

## 公告第85号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成23年5月17日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る特定業務の名称及び数量  
福島県税務システム維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県総務部財務総室税務システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社福島県中央計算センター 福島県福島市新町7番22号
- 5 落札金額  
44,441,250円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成23年2月8日

(税務システム課)

## 公告第八十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年五月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 申請のあった年月日  
平成二十三年五月二日

- 二 名称  
特定非営利活動法人相馬救援隊
- 三 代表者の氏名  
相馬 行胤
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県相馬市中村字北町八十一号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、相馬地方に対して、災害復興に関する事業を行い、経済的支援に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

## 福島県選挙管理委員会

### 福島県選挙管理委員会告示第二十九号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第八八条、第九九条第一項、第一百条第一項、第一百一十條第一項又は第一百十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十三年五月十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
財団法人寿泉堂綜合病院 郡山市駅前一丁目八一―一六	財団法人湯浅報恩会 寿泉堂綜合病院 郡山市駅前一丁目一一―一七	平成二十三年二月一日